

第 102 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 102 回 入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 21 年 8 月 18 日（火）17:37～18:47

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 東京国立博物館の展示場における来館者応対等業務
- 国立科学博物館の管理・運營業務

2. その他

<出席者>

（委員）

小林副主査、逢見副主査、佐藤専門委員

（（独）国立文化財機構）

東京国立博物館総務課 吉田課長、本部事務局総務企画課 藤本課長

（（独）国立科学博物館）

経営管理部 上野部長、経営管理課 濱田副課長、財務課 戸部副課長

（事務局）

佐久間事務局長、上野参事官、山西参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから第 102 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、「東京国立博物館の展示場における来館者対応等業務」、「国立科学博物館の管理・運営業務」の実施要項（案）について審議を行います。

初めに、「東京国立博物館の展示場における来館者対応等業務」の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、国立文化財機構東京国立博物館総務課吉田課長に御出席いただいておりますので、事前検討会の議論を踏まえた実施要項（案）の内容等について御説明いただきたいと思います。

説明は 10 分程度でお願いいたします。

○吉田課長 本日は、事務局長が伺うべきだったのですが、どうしても外せない用事がありましたので、私が御説明することをお許してください。

それで、前回の委員会の中で議論があったことですが、確保されるべき公共サービスの質の水準につきまして、私どもでは来館者の満足度という指標を設けて、アンケート結果によって「不満足」の水準が 5%未満であるということを設定したところですが、この設定につきまして、実際にアンケートを試験的に行ってみた上で、その水準の設定をするべきではないか、また、「不満足」だけではなく、満足度に関する水準も設定することによって質を高められる方向になるのではないかという御意見を頂戴いたしましたので、試行的にアンケートをやってみて、その上で考える旨ご回答し、実際にアンケートを実施しました。

「アンケート（試行）の結果について」という資料ですが、7月8日、9日の2日間でアンケートを実施いたしました。アンケート回答数につきましては、今回の民間競争のアンケートで予定している 300 件以上に合わせまして、約 300 件のアンケートを回収いたしました。

資料にございますように、回答内容が下の棒グラフになってございます。回答 297 人のうち、「満足」が 143 人、「やや満足」が 52 人、これを合わせますと 195 人で、全体の 65.7%。私どもが最初に心配していたよりは、随分満足度が高いということがわかりました。

あわせて、「普通」と答えたのが 94 人で 31.6%。「不満足」「やや不満足」を合わせると 8 人で 2.7%という結論になったところでございます。

「満足」「やや満足」「やや不満足」等について、どういう理由かの記載についても、回答があった場合となかった場合がありますが、記載のあったものが棒グラフの下にありますように、「満足」「やや満足」については、「理由記載あり」が 31.8%、「不満足」「やや不満足」の方については、すべて回答があったところでございます。

2 枚目にそのアンケートのフォーマットがありまして、具体的には別紙 1 の裏面の問 8、問 9 が本件に関わるものでございます。

参考で、最後に「満足」「不満足」等でどんな理由が述べられていたかが添付されてございます。

このアンケート結果を見まして、まず「不満足」「やや不満足」については、結果が 2.7%ということでしたので、私どもが最初に考えていた 5%未満については、おおむね適切な案ではないかと結論づけました。

それから、満足についても指標とすることができるかどうかにつきましては、思った以上に「満

足」「やや満足」がありましたので、アンケート結果が 65.7%ということ踏まえまして、今回は初めての民間競争入札ということもあり、50%以上という水準を求めるといことで案を作ってみました。アンケート結果 65%に対して設定を 50%とするにつきましては、このようなアンケートを行ったのが初めてだったので、一度限りの結果で本当に大丈夫かという面もありますし、また今、委託している業者につきましては、比較的長年、当館でやっていただいております、慣れていることから問題が少ない状況になっている面があり、今後、民間競争で新規参入もあるということをお考えますと、少しすき間を持たせて 50%という案で今回提案させていただいております。これが前回の委員会が一番大きな検討課題であったかと思っております。

それを踏まえまして「実施要項」、通し番号 6 ページですが、アンケート調査につきまして、「スタッフの対応について「満足」及び「やや満足」の合計が 50%以上であるとともに」という言葉を付け加えているところでございます。

それから、前回の委員会でもう一つ議論というか、御質問があった中で、「様式集及び記載要領」の 110 ページ、ここで各業務の費用を書くことになっております。「員数」は、仕様書で示している員数が書かれているわけですが、ここは固定なのかどうかという御質問があつて、これにつきましては、隣の 111 ページの注 1 にありますように「員数は、仕様書に定める人数としているが、増員など別の提案がある場合は適宜」数字を変えて記入することとしておりますと御説明申し上げたところです。しかし、この様式集だけでなく、仕様書の方にも、員数というのは完全に固定ではないという趣旨がもう少しわかりやすくなった方がよろしいのではないかと考え直しまして、「仕様書」の 52 ページ、業務を行う場所及び人員の表の上に文章がありますが、「なお」以下の文言を付け加えました。「なお、これらは東博等が最低限必要と考えるものであり、増員など仕様を上回る水準を確保できるような提案を制限するものではない」ということで、この数については、最低限必要と考えるけれども、必ずこのとおりの提案でなくてはいけないということではないことを、わかりやすく書き改めるようにしたところでございます。

それから、その議論の中で、従前から実施しているサービスに限定して提案してもらうようなやり方ではなくて、新しい提案も当然聞き入れ、それで水準が上がれば、その方が望ましいわけですから、そういう余地もあることをきちっとわかるようにした方がいいのではないかと御意見も頂戴したところでございまして、それを踏まえまして、「様式集」の 105 ページの「記載指示事項」で、総括責任業務以下の各業務についてどういうことを書いてくださいという指示課されているわけですが、一番上の統括責任業務、様式 3-2-2 の 3 つ目の丸を付け加えました。「仕様や東博等が要求している水準を上回る提案・新しいサービスの提案があればそれについても記載してください」。

以下、様式 3-2-3 から 3-2-13 まで同様として、個別業務ごとの実施方針を書くところに、新しい提案があればそれも書いてくださいと指示することによって、新しい提案があり得るのだということより明確にいたしました。

あわせて、これは次の 106 ページの一番下に「サービスの質の向上に関する提案」という項目も設けてございまして、本件業務について仕様や東博等が要求している水準を上回るようなサービスの

質の向上に関する提案があれば、具体的に記載してくださいと指示しており、ここでは総合的に今までは違う新しいサービスの質の向上について、まとめて書いていただくようにしているとともに、他の事項で記載した事柄について再掲しても構わないという旨説明しており、いわば各論的な要素からの提案をお聞きし、それから総論として全体としてサービスの向上でどのような提案があるかということが審査できる方式にするようにしたところでございます。

以上が前回の御指摘、御意見等を踏まえまして、当館として検討いたしまして改めた点でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見があればお願いいたします。

○逢見副主査 試験的にやられたアンケートで 297 人の回答があったわけですが、その日の入館者の中ではどのぐらい回答されたのでしょうか。

○吉田課長 7月8日、9日については、特別展が行われていない、平常展のみの日ですが、この時期の平常展ですと大体 1,000 人前後の入館者が来る日とお考えください。正確な入館者の数字を今日持ってきませんでしたが、それに対して、2日間に分けて 300 人の回答があったわけです。

以前御説明申し上げたかもしれませんが、平常展としては年間 30 万人ぐらいの方がいらっしゃるから、その 0.1%で 300 人ぐらいをサンプル数と考えて設計しているところです。

○逢見副主査 7ページにアンケートの実施方法があって、年2回で回収は年300件が目標ですね。この年2回というのは、1回1日ですか。

○吉田課長 1日でやるか2日でやるかは決めていませんが、イメージとしては半年に一度やり、それぞれ 150 ずつ集める予定です。今回のテストアンケートでは、博物館で以前から何種類もアンケートをやっている経験から、協力者を増やすために景品などをお渡ししてやった経緯があり、アンケートにはそれなりにコストもかかりますので、これぐらいの頻度でどうかと考えています。

先行する施設管理の民間入札競争入札も年2回を考えていて、先程のアンケートのサンプルにもありましたように、まとめてその2つの業務についてのアンケートをとりたいという気持ちがあって、歩調を合わせるようにしてアンケート実施を考えているところです。

○逢見副主査 要するに、300件とれば検証できるデータになると考えていますか。

○吉田課長 統計学的に大体 0.1%ぐらいのサンプルがあれば、それなりの分析ができる。館内でいろいろなアンケートをやっているときにも、大体そういう考え方でやっているところです。

○逢見副主査 それと、結果として 65%、「満足」と「やや満足」で、3分の2ぐらいが「満足」だったので、要求水準が 50%というのはちょっと低いかなという感じもするのですが、50%に設定した理由は何ですか。

○吉田課長 私どもも、最初心配していた以上に「満足」「やや満足」が 65.7%という高い数値が得られたことについては、少し想像していたのとは違うのですが、何回かこのようなアンケートをやっていて、毎回こういう数字に落ち着けば指針ができるのですが、たった1回の実施であるとい

うこと、それから、今回「普通」の回答も 94 人いて、回答者が「普通」にするか「やや満足」にするかというのは、まだトレンドがわかりにくい面があること、更に、今委託している業者は、比較的長い間教育して、それなりにきちんとやっている業者ですので、また新規で入ってきた業者について、少しハードルが高過ぎることにならないかということもありまして、第 1 回目ということなので、50%ぐらいでどうかという考えた次第です。

○逢見副主査 確かに後の記述を読むと、「やや満足」だけれども、フラッシュをたいている人への注意の仕方が足りない」とか、逆に「不満足」で、口の聞き方というか、注意の仕方、同じことを言っても満足、不満足がわからないところがあるから、初回だから余りハードルを高くするのもどうかという感じはします。

初回やってみて、次のときに 50 がいいかを検証するのですかね。最後はちょっと感想です。

○小林副主査 ほかに。

○佐藤専門委員 では、私の方から。まず確認なのですが、**「実施要項」**の 9 ページ、「委託費の支払い」を見ると、(2) の 3 行目に「契約は単価契約」とする**という記載がまず 1 つあります。**

それで、「様式」の一番最後、110 ページ、111 ページの「業務別費用の内訳詳細」を拝見すると、各業務について単価を記載する。1 人 1 時間幾らと記載する。員数の記載があつて、業務時間の記載がある。員数については、増員の提案をすること妨げないということです。

そうすると、落札者の決定に当たっては、72 ページの「総合審査」の算式を見ていると、除算方式でやって、分母に置く入札価格は単価掛ける員数掛ける業務時間で出てきた総価の金額を分母に置いて割り算すると理解しました。

それで、110 ページ、111 ページの様式に書いた員数は、単に入札金額の作成用の員数であるだけでなく、実際の業務として、その員数を張り付けますということを提案者が提案内容として約束した内容だ**という拘束力のある数字と**考えていいのですか。

○吉田課長 今の一般競争でやっている契約方法も、落札は総価でやるわけですが、落札後、この要項でも想定しています博物館の開館日や開館時間が変更されたり、展示の必要からワンポスト追加したい**というときには、追加で人を付けてもらって、増員分について増額する**ということなので、あらかじめ単価を設定しておく必要があり、単価契約にした方がやりやすいということがありました。総価で契約額は決まるのですが、**実際それを運用するときに追加とか時間延長**というところについて、**超過分を支払う方法にするためには単価という考え方をとっておかないとできない**ものから、都合によって開館日が増えましたとか開館時間を延長しましたということに対応できるように、**契約は単価契約というやり方にしたい**というのがこの案でございます。

○佐藤専門委員 それで、もし単価が同じだったら、当然、員数が多い提案の方が総価は膨らむから、先ほどの除算方式の式に当てはめれば低い点数になって出てくるわけですね。例えば時間の単価 1,000 円の人を 20 人使いますというものと、時間単価 2,000 円の人を 10 人使いますという提案は、価格で評価すると一緒の価格で出てくるわけですが、単価が安い**ということは、知識も経験も多分少ない人が来る**だろうと想定が立つのですが、**加点審査の項目の中で、サービスも質も**

高く提供できて、加点事由でも高くとれるから高い価格の提案をするのが通常の事業者の考え方だと思うのですが、その単価とか員数の問題については、専ら価格の面で評価して、加点事由としてはその部分は特に評価しないという整理と理解してよろしいですか。

○吉田課長 69 ページ、「落札決定基準書」の中で各加点項目について書いておまして、各評価の基本的視点として、例えば売札等について「業務の実施内容・方法について具体性・適切性に優れているか」について見るわけです。結局、先程おっしゃられた「様式集」に出ている員数と単価をどう設定するかというのは、この業務についてどれだけのサービスを提供するというを想定して、それを踏まえてこういう単価にしますということをお示しいただくわけですから、この加点審査をするときには、こんな高い単価の人をなぜ置くのだろうかとか、こんなに安い人で人数だけ稼いでいるとなったときには、それは本当に適切な提案なのかどうかということは、見比べながら加点審査というものを考えていくことになるのではないかと思います。

余りにもつじつまの合わないものについては、この提案はどうかということになるかもしれませんが、そういう意味でも業務ごとの員数・単価の考え方は示してもらうような書式にした方がいいのではないかと案を作っている次第です。

○佐藤専門委員 わかりました。

○小林副主査 基本的に御説明いただいたことでいいと思うのですが、員数と単価で計算することになると、業務のグルーピング、大分類があって、何をやらなければいけないか、どの質を達成しなければいけないか考えるときに、人のやりくり、ベターなスタッフィングを考えるときに、このフォームだと計算の仕方が変わっているんで、例えば①の統括業務全体で基本開館日でこのぐらい人件費がかかっていますというのがあるとして、それが東博さんが考えるところの、これで目いっぱいというか、最低限でやったときにこういうコストになるということだと思います。

コストは出ていないわけですが、ベンチマークになるべきコストと、そのベンチマークはわからないとして、どのぐらいの人数で何時間やっていますということはわかっているわけですから、そういう業務をやったときにどういうやり方でやると一番質も達成できて、ベストなコストのミックスができるかという創意工夫の余地がないわけではないと思うのです。その創意工夫の余地というのが非常に定型的に内訳詳細を書くので、その分、余地が少しそがれてしまうと言う変なのですが、発想の余地がない。

言おうとしていることは、この公共サービス改革法自体が、民間の創意工夫を生かしながらコストを効率的にして質を上げるということだから、計算式に縛られると言ったら変なのですが、員数掛ける業務量掛ける単価というものと、これを直せと言っているわけではないのですが、工夫の余地があるかなという気がします。難しいですね。

○吉田課長 うっかりすると、「員数×業務時間」なので単価だけの勝負になってしまうのではないかと心配があるのは確かでございます。先程申し上げましたように、加点項目ではサービスの質の向上に関する提案を書かせるとともに、「様式集」の 107 ページ、「コスト削減に関する提案」として、ここでもどういう工夫をして効率的にコストがかからずにできるかを書いていただく加点項目を設けているので、そこでは意を用いたいと思います。

こういうフォーマットにすることについて、多様な提案ができるよう、最初はもう少しアバウトにすることも考えたのですが、事務局さんとも相談して、どうしてもポスト数とか員数とか、それから業務に要する時間ということがあって、過去の実績もその数字で作られている例もあるので、業者側にとってみると、このようにした方が書きやすいかなと考えまして、確かに悩ましい点はございますが、このような様式を考えてみたところです。

○小林副主査 では、事務局から確認すべきことはありますか。

○事務局 本日の議論を踏まえまして、意見募集をさせていただきたいと思っております。次回の入札監理小委員会において、意見募集の内容についてお示しさせていただきたいと思っております。

○藤本課長 それで、本日の委員会で御了承いただけましたら、明日からパブリックコメントの意見募集をさせていただきまして、9月1日まで意見を求めることにしております。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思っておりますので、国立文化財機構におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて引き続き御検討をお願いいたします。

委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項、確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理していただいた上で各委員に結果を送付させていただきます。

本日はありがとうございました。

((独) 国立文化財機構退室、(独) 国立科学博物館入室)

○小林副主査 それでは、続きまして「国立科学博物館の管理・運営業務」の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、国立科学博物館経営管理部上野部長に御出席いただいておりますので、事業の概要、実施要項（案）の内容について御説明いただきたいと思います。

御説明は10分程度でお願いいたします。

○上野部長 国立科学博物館でこの4月から経営管理部長をしております上野です。よろしくお願ひします。それでは、時間もございませんので、当館、科博の施設管理・運営業務についての民間競争入札の実施要項等について簡単に御説明させていただきます。

実施要項に基づいて御説明させていただきます。

当館は明治10年に設立されております。我が国の主導的な博物館とともに、自然科学や科学技術史に関する中核的な研究機関としての役割の2つの機能を担っております。調査研究、標本・資料の収集・保管、そして展示・学習支援活動を一体的に実施しているところでございます。

6ページ目に、民間競争入札の対象施設を書いております。当館、上野地区の4つの建物からなっております。日本館と地球館が主な建物でございまして、配置は28ページをごらんください。日本館は昭和5年につくられた建物でございまして、昨年6月に国の重要文化財に指定されてお

ます。みどり館は地上の建物はございませんで、地下1階と2階の施設でございます。地下1階については、特別展の第2会場として利用しています。

対象業務でございますが、6ページにありますように、関係業務統括業務、防災設備等保守管理業務、清掃業務、警備業務、総合案内・展示施設案内等業務の5つに整理させていただいております。防災設備等の保守管理業務につきましては、防災設備の点検保守とともに、各種機械設備等の点検保守、建物・機器の運転・監視等を含めました施設設備の維持管理業務でございます。

引き続きまして、7ページに確保されるべき質と評価の指標を掲げてございます。

包括的な質の設定につきましては、まず施設の保全として施設の一時的閉館や開館不能な状況を招くような瑕疵がないこと。

それと、資料及び来館者の安全の確保といたしまして、展示資料の損壊や来館者、ボランティア、職員等の人身事故を招くことがないように求めています。

次に、個別業務の質の設定でございますが、1つは展示環境でございます。温・湿度の管理でございますが、温度24度プラスマイナス1.75度、湿度が50%プラスマイナス5%として設定してございまして、これでもって現在運用してございまして、それを今回、質の保障に挙げてございます。

清掃業務と総合案内・展示施設案内等業務につきましては、直近、8月11日、12日に試行的にアンケートを実施いたしました。その結果を参考にしながら、今回、要求水準を設定させていただきました。300枚弱のアンケートを集計した結果でございまして、清潔さについての「満足」の割合が85.6、「不満足」が1.9、スタッフの対応については「満足」の割合が64.7、「不満足」の割合が1.3%となっております。

まず、「不満足」の割合についてでございますが、統計学的な計算式等も参照いたしました。5%以下を水準といたしました。それから、「満足」の割合についてでございますが、「満足」と「普通」という回答の差が大きくなるおそれを感じてございまして、多少緩めてあるのですが、清掃業務については70%、総合案内業務については50%以上という数字を設定させていただきました。

次に、質を確保するためにモニタリングとして、業務日誌の確認、職員による遂行状況確認及びアンケート調査を実施して、月1回、モニタリング評価委員会を開催することとしております。

続きまして、実施期間と委託費の支払いについて、10ページでございます。

これについては、来年、22年4月から3年間としております。

支払いにつきましては、人件費に係るものが多いことから、毎月ごとに支払うことにしております。しかし、案内業務等については、今回、夏休みとかゴールデンウィーク期間中とか企画展等に人員を増強することがあるものですから、ここは単価契約とさせていただいております。

引き続きまして、11ページの入札に参加する者の資格でございますが、JVで入札に参加する例が想定されますので、防災施設等保守管理業務を担当する者については、博物館等で1年を超える勤務実績を有する者、警備業務についても、1年を超える業務実績を有する者としております。

先ほどの包括的な質の設定でも御説明させていただきましたが、資料の保全と来館者の安全の確保が当館の責務でございますので、スムーズに業務に入って安定的に実施していくための最低限の業務実績をお願いしているところでございます。

また、案内業務につきましても、来館者の観覧環境に関する重要な業務でございますので、最低限の業務実績をお願いしているものでございます。

「仕様書」、33 ページでございますが、関係業務統括として統括責任者を置きまして、科博の各業務分担の密な連絡調整を行うこととしております。

33 ページの「J」でございますが、円滑な業務の観点から、統括責任者は、科博で統括業務に当たっていただくのですが、不在の際は代理として現場統括者を置いてもらうようにしております。

「落札者決定基準」の 95 ページでございます。

まず、第一次審査、第二次審査を行いまして、第一次審査では資格審査、第二次審査としては、基礎項目審査と加点項目審査を行って、そこで得られた点数を入札価格で割り算して総合評価値を出すことにしております。

加点項目審査については、97 ページでございます。10 点を基本形といたしまして、業務内容のプライオリティーに応じて 5 点、15 点を加算しておるところでございます。

まず、全体計画といたしましては、責任分担体制を含めまして全体の業務実施体系について見ていきたい。また、包括的な質の設定にありました閉館に至るような事態等につきましては、それを防ぐための対応を見ていきたいということでございます。

個別業務計画の方でございますが、先ほどお話ししましたように 10 点を基本形として、清掃業務については他と比較して創意工夫の範囲が少ないと考え、5 点としました。一方、総合案内業務等につきましては、お客様の快適な見学に直結するという観点から、ここは 15 点としております。

98 ページをごらんください。真ん中の方に業務実績がございまして、防災設備等保守管理、警備業務、総合案内等業務につきましては、5 点満点で加点していく計算式にしております。

先ほど言いました総合審査の式につきましては、④に書いてあるとおりでございます。

あと、別添資料 3、4「従来の実施状況に関する資料」「様式集」については、細かくなりますので、御説明は省略させていただきたいと思っております。

以上、雑駁な御説明でございましたが、御指導のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 9 ページでアンケート調査を年 3 回、回収 300 件以上となっておりますが、年 3 回というのは具体的にはどのぐらいの期間。4 か月に一遍ということですか。

○上野部長 そうです。

○逢見副主査 どの時期をお考えですか。

○上野部長 そこはまだ具体的にあれなのですが、一番来館者が多く見込まれるゴールデンウィークの季節、それとまさに 8 月、夏休みを考えております。それと、通常期ということで、秋・冬です。

○逢見副主査 300 件というのは、年間の来館者数の中でどれぐらいの割合になりますか。

○濱田副課長 年間の来館者数、年によって変動がございましてけれども、中期目標では年間 120 万ぐらいで、平成 20 年度は 140 万です。

最低 300 件という形でやっておりますけれども、お客様がたくさん来られますときには、より多くの件数が集約できると思います。数字はそれほど大きくは変わらないと思いますけれども、アンケートをとりますとたくさん生の声が出てまいりますので、その辺りはとれればとっていききたいと思っております。

○逢見副主査 それから、試験的にやられたアンケート調査で、8月ということもあって、親子連れが多いということで、小学生が 22%。小学生がアンケートに答えたのですか。

○濱田副課長 答えていただいております。アンケートの中で、私どものメッセージでもありますけれども、子どもたちがお客様であるということは常にメッセージとして出していますので、回答の選択肢の中で小学生を入れております。

○上野部長 夏休みの時期ですので、小学生の親子連れが多いということ。それに関連したイベントを夏休み期間中はやっておりますので、結構多いということでございます。

○逢見副主査 小・中学生の来館者がお客様だというのはいいのですけれども、アンケートが質の設定に直接つながるわけです。そうすると、小学生の回答というのがこういう質の設定をする際にカウントしていいのかというのがあります。

○濱田副課長 実は、例えば企画展などでもアンケートをとったりすることがあるのですけれども、どのぐらい傾向が変わるのだろうと、小学生だけと中学生以上を分けて集計してみたりするのですけれども、ほとんど傾向は変わらない。多少、中学生は厳し目の回答が多いというのは、何となく感覚としてはございますけれども、蛇足ですが、余り傾向は変わらない。小学生も一生懸命答えていただいております。

○佐藤専門委員 ちなみに、小学生が「不満足」が多くても、委託費が減額されることにはならないわけですね。もし委託費が減額されるとなると、応募する人は、小学生からアンケートをとることの可否について御意見があるだろうと思います。逢見先生、よろしいですか。

○逢見副主査 結構です。

○佐藤専門委員 2点伺いたいのですけれども、「実施要項(案)」の 10 ページの委託費の支払いで、総合案内・展示施設案内、案内業務について単価契約をするということで、これは季節によって業務量の変動があるので、単価契約で実際にかかった員数・時間を掛けて払うというのは理解するのですが、144 ページ、一番最後のページの案内業務の内訳詳細の下の欄外の米印 2 つを読むと、員数は参考であって、変更しても構わないということで、増員してもいいし、減員しても構わない。

ちょっと心配するのは、点数を入札価格で割る除算方式で落札者が決まるという記述があるので、そうすると、極端に問題点をわかりするために申し上げると、この員数を全部 1 と入れてきた提案は当然入札価格は安くなりますね。ところが、実際にふたを開けてみたら、業務をやるときには人数を増やしてきた。特に季節要員で増えるとか、発注者からの御指示があったりということではなくて、員数を増やしてきたときに単価契約でやっているのと、実際に 1 と書いたところに 2 人張り付けたので、掛ける 2 で請求書を出してきた場合にどういうふうに対応されるのかというのを伺いたいのが 1 点目です。

要は、ここに関する限りは、増員の提案をするのであれば、書いた人数は提案内容として拘束力

があるということで、その人数は必ず張り付けろと言えると思うのですけれども、減員、人数を減らしても提案して入札価格を安くつくってくることを許すのであれば、先ほど申し上げたような事態をどうやって防ぐのかをお聞きしたいのが2点目です。

それから、2点目は入札参加資格のことなのですけれども、11ページ以降に参加に必要な資格ということで書いていただいているのですが、統括業務と清掃業務について、特に参加資格に関する記載がされていないと思うのですけれども、それはそれで差し支えないのですかという点と。

あと、警備業務はたしか警備業法という法律があって、これは許認可業種だと思うのですけれども、警備業法で言うところの警備業務と、この科学博物館の管理運営業務の警備業務が一緒かどうか、ちょっとわからないのですが、許認可業種に相当するような業務とした場合に、業法上の許認可をちゃんと得ているということは要求されなくてよろしいのですか。以上です。

○濱田副課長 まず、逆から、3点目からなのですけれども、警備業務の仕様を書いてございます、51ページ、右側（ウ）業務体制、Aで警備業法上の「認定取得」の企業又は団体であるという形でお問い合わせと考えておるところでございます。

1点目、数をごまかしてと言うと語弊があるかと思うのですけれども、出てきた場合の対処について、実は十分チェックしていなかったというのが正直なところでございます。ただ、当然提案が出る中で、こちらで仕様で参考としての人員数は出しておりますけれども、それより少ない場合には、それでできるというだけの提案がなければ、そもそもできないのではないかと。まず、そこで疑う形になると思っております。ですから、わざと少なくしてくるということについては、よほど具体的なローテーションの提案がなければ、きちんと仕様が守られないという形での判断が、ケース・バイ・ケースになると思っておりますけれども、出てくるのではないかと思っております。

それから、2点目で統括業務の資格ですけれども、今回の業務が施設系から警備・案内と非常に多岐にわたっています。統括される方がそれらの業務を含めて統括していただければ、一番私どもとしてはありがたいところでもあるのですけれども、実際にそういう例というのは極めて少ない。もしそれを例に挙げてしまった場合に、現実にこれとこの業務の実績がなければいけないと書き込むことで、参加できる民間事業者が極めて少なくなってしまうのではないかと。恐らくJVになるのではないかと。この業務について設定させていただいた。

清掃業務については、そこまでは問わずによからうという形で考えてございます。

○逢見副主査 いいですか。

○佐藤専門委員 はい。

○逢見副主査 保守管理、警備、総合案内、それぞれに同種の施設での経験というのが入札参加資格に入っておりますけれども、それぞれ業務がちょっと違うと思えます。いわゆる建物の保守管理ということであれば、博物館、美術館と一般の庁舎と特殊性というか、何が違うのか。例えば一般庁舎で施設管理の経験があるところは排除されなければいけないのか。

それから、警備についても、警備業法で資格を取っているところがあったときに、同種の施設での経験が必須なのか。

それから、総合案内は、確かに博物館の案内という経験は加点すべき要素としてはあると思いますが、すべてが参加の必要資格になっていますけれども、それぞれなぜこれが資格として同種の施設の経験が必要なのか説明してください。

○上野部長 まず、防災設備保守管理業務でございますが、いわゆるビル管理業者が入札してくると思いますが、ただ単にビジネスビルを管理していたということではなくて、当館の場合、前もヒアリングがあった東京国立博物館も同様ですが、将来にわたって引き継いでいく貴重な財産である標本資料を持つ博物館でございますので、その保守管理ということで、その辺の経験は当然のことながら必要であるということで、6,000 平米以上の同種施設で実績のあるということをお願いしておるところでございます。

警備業務についても同じでございますが、いわゆるビルとか工事現場の警備ということではなくて、展示の警備という側面と、お客様からの側面もあるものですから、そこはだれでもいいということではないだろうということで、今回、業務実績を確認させていただいています。

あと、案内業務につきましては、スポーツイベント等のイベント会社が入札してくる可能性があるわけでございますが、当館の業務は博物館の来館者サービス等に直結する業務でございますので、博物館の展示活動とか学習支援活動の性格を理解していただいた上で、当館と密接に連携していきながら業務を実施していただくことが必要であろうということで、単発のイベントの案内業務の経験のみというだけではいかがかということ、このように業務実績を掲げさせていただいたところでございます。

○逢見副主査 加点ならいいのですけれども、参加資格にして、それがないと参加資格から外れるというときに、例えば保守管理で言うと、博物館でなければ培えないノウハウというものが果たしてあるのか。

あるいは、不特定多数の人が来客する施設はほかにもいろいろあると思いますが、そこでの警備の経験は、博物館とは全く違うものとして役に立たないのか。例えばスポーツ施設とかあるわけですね。そういうものと全く違うものとして、博物館ならではの特殊な経験、ノウハウが必要であることの、説明には余りない感じがします。

○上野部長 そこをもう一度整理させていただきたいと思います。

○逢見副主査 もし参加資格とするのであれば、それがないと入札に参加できないわけですから、それなりの必要度の高さというものが要求されると思います。

○濱田副課長 実際の話、6,000 平米以上とさせていただいて、それについてはどれぐらいの規模か検討いたしました。例えば関東だけで考えてみましても、6,000 平米以上の規模の博物館というものは 50 館以上ございますので、それほど入札資格を制限するものには実はならないのではないかと。

なおかつ、私どもとして、資料の保存の温・湿度。それから、防災についても、水がかかったらだめになる資料が多いですから、スプリンクラーでなくて十分なチェック、その辺りは防災設備も含めた機器の点検については、経験があることが必要だろうと思っております。

○逢見副主査 もしそれを参加資格要件とするのであれば、次回までにそれが必要だという積極的

な説明が必要だと思います。

○小林副主査 ちょっと私の方から何点か。

先ほどの単価のところですか。様式3-2に書いてある単価に、数量は実際ではないですか。それで、3-2-16の様式に単価を書くわけですが、注2に従事者によって単価が変わる場合等は、適宜欄を増やして記入するというので、ここの単価がベースになるということですね。これと、その前のページの価格が整合していなければいけないということを求めているという理解でいいですか。

○濱田副課長 はい。

○小林副主査 そうすると、この業務の中身というのは、業務従事者にどういう人を充てるかというのはかなり考えがあるところだと思うのですが、それを例えば売札業務とか、それぞれの業務の種別に単価を書いてもらって、その単価をベースにして、そこに実際作業時間を書いていただくことになるのですね。

これだと、業務従事者のところが平均単価みたいな感じがするではないですか。そうではなくて、この業務とこの業務はこのぐらいのレベルの、時間当たり単価がこのぐらいの人を業者の方で充ててくるとしたら、それは自由に書いてくださいと書いてあるのですが、どういうふうに書いたらいいのか少しわかりにくいという気がしました。それが、設定単価がベースになって実際の作業時間が掛けられるわけだから、ここはもう少し工夫のしようがあるのではないかと。単価の書き方というか。ある意味、設定単価が重要な基準になるわけですね。だから、ちょっと工夫が必要ではないかという気がしました。

○濱田副課長 ありがとうございます。従事者でも、ランクA、ランクBみたいに価格を変えてくるところもあると想定しております。確かにちょっとわかりづらいので、見直したいと思います。

○小林副主査 あと、先ほど逢見副主査から指摘があったアンケートに小学生が入っているというので、勿論これまでの経験からするとそんなに変わりがないという御説明だったので、それで納得するかと思ったのですが、入札に参加してくる業者にとっては、質の設定というものにちょっとセンシティブになると思います。

それで、このアンケートの内容を見ると、小学校何年生だったらすぐわかって書けるかという感じがしないでもなくて、外れ値みたいな、つまり適当に書いてしまったものが含まれていると、業者としてはそれを信頼するのか、それでディスインセンティブになるわけではないのであれなのですが、質を達成しなければいけないところの基準にするのかという気はすると思います。

だから、何かの工夫があった方がいいのではないかと感想なのです。つまり、評価として外れ値みたいなものを除外できるような担保、保障があるといいのではないかと気がいたします。先ほどの質の設定というのに直につながっているところなので、何か工夫が必要ではないかという気がします。小学生も勿論来館者で、小学生も満足してもらわなければいけないのだけれども、外れ値があった場合にはどうするのか、何かコメントが要るのではないかと気がします。

もう一つ、97ページ、加点項目審査の配点の、例えば個別業務計画の2番目の防災設備とか警備業務とか総合案内のところに「従事者の能力・適性」というのがあります。これはどうやって評価

というか、どうやってすればいいのですか。こういう能力、こういう適性の人を配置しますということを書けばいいのか。適切なスタッフィング、ポジショニングというか、スキルということの評価するのですか。

○上野部長 2点目の件から御説明させていただきたいと思います。

従事者の能力・適性を評価の基本的視点として入れさせていただいたのは、具体的にどのような方を従事者として配置するのか。配置するポリシーを持っているかが、今回の評価の点で大事な点だと考えて、より能力や適性がある方を配置していただける事業者というのは高く評価したいというのが本音でございました。

提案書では、防災設備関係では、能力・適性として実績、免許、資格等、警備では、同じく実績、免許、案内業務でも、実績や接客能力を書いていただくことを考えていたのですが、今、副主査御指摘の点も踏まえたと、1つは、民間事業者の実績と業務責任者の実績を参加要件としていること。

それと、従事者に必要な資格については、仕様書の実施体制に、例えば電気主任技術者等を配置してくださいということをお願いしていますので、そういうことから考えると、副主査御指摘の従事者の能力・適性については落とすような方向で検討させていただきたいと思います。

○濱田副課長 1点目のアンケートは、実はどうしようかと迷っておるところでございます。今回、試行のアンケートでも自由記述欄を見て、委託業者ではなくてボランティアの対応を書いている回答については省かせていただいて集計しました。アンケートを見て、極めてなぐり書きであるとか途中までしか書いていないものについては、集計上は省いていくことになるかと思っております。

ただ、属性として小学生であるからということで省くことは、なかなかしづらいと感じております。これは外れというか、取り上げるべき、集計すべき回答でないという部分は、まず集計の中で省かせていただく形で行わせていただければというのが正直なところです。実際に小学校5年生、6年生が書いている例もありますし、親子で一緒に書いている例もございます。そういう声は入れていきたいということがありますので、属性だけで除くことはちょっとしづらいと御了解いただければと思っております。

○小林副主査 22%ぐらいなのですか。

○濱田副課長 今回は夏休み期間中ということで、ちょっと多かったかと思っております。小・中・高校までが常設展無料ですけれども、今回の回答を見るとちょっと多目だけれども、大体こんなものかと思っております。

○逢見副主査 あと、質の設定として防災保守については温度が重要な要求水準になっています。具体的にそういうものを評価する仕組みがあるのか。例えば138ページの様式で、例えば温度管理をこうするというのは別に要求されていない感じもしますので、質としてそれを要求しているのであれば、ちゃんとどうするかを書けるようにしてほしい。

同様に、清掃、総合案内については、アンケートの満足度が要求水準になっていますので、そこを満足を得られるようにするためにどうするか、そういうものが書かれるようにした方がいいと思います。

○上野部長 そこは記述を検討させてください。

○小林副主査 いいですか。事務局から確認すべき点はありますか。

○事務局 先ほどの入札参加資格については、再度検討していただき、それについて委員の先生方から了解を得た後にパブリックコメントをさせていただきたいと考えております。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、国立科学博物館におかれましては審議や今後実施していただく予定の調整後ですけれども、実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○上野部長 どうもありがとうございました。

○小林副主査 委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項、確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理していただいた上で各委員に結果を送付させていただきます。

本日はありがとうございました。